

埼玉県の最低賃金



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

1 地域別最低賃金

最低賃金件名	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県最低賃金	1,078円	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者(特定最低賃金の適用業種で働く労働者で、適用が除外される者も含む)	令和6年 10月1日

2 特定最低賃金

最低賃金件名	時間額	適用労働者	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金	1,098円	左記の事業場で働く労働者。 ただし、次に掲げる者を除く。	令和6年 12月1日
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金	1,114円	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの	
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,105円	3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 4 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者	
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金	1,102円		
埼玉県自動車小売業最低賃金	1,089円	左記の事業場で働く労働者。 ただし、次に掲げる者を除く。 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

埼玉県各種商品小売業最低賃金	849円	※各種商品小売業の最低賃金は、平成28年12月1日以降改正されていません。 左記金額は、地域別最低賃金額を下回っているため、各種商品小売業には地域別最低賃金が適用されます。	平成28年 12月1日
----------------	-------------	---	----------------

最低賃金のチェック方法は以下をご参照ください。

